

令和8年10月1日

舞鶴市議会議長 肝付 隆治 様

提出者	舞鶴市議会議員	小西 洋一
賛成者	同	伊田 悦子
	同	小杉 悦子

防衛省の東山一帯の新たな基地整備と継続使用要請に反対する決議（案）

舞鶴市議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

決議第3号

防衛省の東山一帯の新たな基地整備と継続使用要請に反対する決議（案）

このたび、防衛省近畿中部防衛局長及び海上自衛隊舞鶴地方総監から、海上自衛隊舞鶴地区の浜・東山地区における新たな防衛施設の整備及び同地区の継続使用について申し入れがあった。

戦前から軍港が所在した本市は、戦後の住民投票において84.6%もの市民が「平和産業港湾都市」を市是とすることを選択した。その後、この市是に基づき、戦後の復興・まちづくりを行政と市民が一体となって進めてきたところである。

戦後81年を経過した今日においても、この市民の精神は脈々と受け継がれているところであり、この点から考えても、浜・東山地区における新たな基地の拡大及び継続使用という防衛省からの今回の申し入れは、民意に反するもので、受け入れられない。

また、平成元年11月の雁又ヘリコプター基地設置の際、基地の移転・集約化を求めた本市議会決議や、平成4年1月に防衛庁（当時）、海上自衛隊舞鶴地方総監部及び舞鶴市との三者間で締結された覚書の主旨にも反するものである。

防衛省の申し入れ内容は、高市政権が進める「戦争国家づくり」を推進するもので、基地の集約どころか8.7haもの基地の強化・拡大である。

また、本市の将来的なまちづくりに資するために東山一帯の市民的利活用を断念することは、今後の本市のまちづくりの方向性を大きく変えるものである。

市長は、容認の理由として「舞鶴管内での施設整備は隊員の確保、地域経済の持続可能性を高め、危機管理体制の強化に寄与する」としているが、基地を中心としたまちづくりは、決して住民の安全と安心、さらには地方自治体本来の責務である「住民福祉の向上」につながらないことは、すでに在日米軍基地の7割が集中する沖縄の現実が示している。

さらに東山周辺には、市役所本庁舎、舞鶴市総合文化会館、うみべのもりこども園、舞鶴市子育て交流施設「あそびあむ」、舞鶴赤れんがパークなど、不特定多数の住民が利用している施設が集中している。それだけに、今回の防衛省からの申し入れ内容は、有事の際には、今まで以上に市民生活への危険度が増すこととなる。

よって、今回の防衛省からの申し入れに対する市の容認及び「受け入れ方針」は到底認めることはできず、その即時撤回を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和8年10月5日
舞鶴市議会